

誓 約 書

琴浦町長 福本 まり子 様

私（当社）は、令和6年2月22日に実施される下記公有財産の売払いに係る一般競争入札参加にあたり、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する行為を行っていないこと、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと及び暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないことを誓います。

記

物件名称	所在地	区分
旧徳万駐在所跡地	大字徳万字東為信 357 番 10、字西為信 454 番 5	土地
旧東伯町民住宅	大字八幡字井出領 355 番 2	土地及び建物
旧八幡住宅団地跡地	大字八幡字中橋ノ東 779 番 2	土地
旧八幡住宅団地跡地	大字八幡字中橋ノ東 779 番 6	土地

【抜粋：地方自治法施行令第167条の4第2項】

- 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
 - 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

(法人の場合)

商号又は名称

代表者氏名

印